

令和4年1月31日
総務部職員厚生課

議会の委任による専決処分の報告（会計年度任用職員の報酬等不当利得返還請求事件に係る訴えの提起）

1 訴訟の内容

(1) 事件の概要

区の職員厚生課会計年度任用職員が、令和3年3月31日付で退職した。3月分の報酬を3月15日に支払後、病気休暇（会計年度任用職員は無給）を5日取得したため、5日分の報酬等を返還する必要があるが、本人あて連絡及び通知をしているが、未だ返還されないため訴えを提起した。

(2) 原告

世田谷区

(3) 被告

■■■■■■■■■■ 在住

(4) 訴訟の目的の価額

111,144円

(内訳) 令和3年3月分報酬減額 77,376円

社会保険料等 33,768円

(5) 訴えの要旨

被告は111,144円及びこれに対する令和3年5月6日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員を区に支払え、との判決並びに仮執行宣言を求める。

2 専決処分日

令和4年1月18日

3 訴訟提起日

令和4年1月20日、東京簡易裁判所へ訴状を提出

4 今後の予定

令和4年2月 令和4年第1回定例会において専決処分の報告